

# 国際課税トピックス

## 1 国外送金等に係る調書の提出に関する法律案の概要

わが国外の外為法が改正され、平成10年4月1日より施行されることとなった。この外為法の改正により、外国為替取引の自由化が行われ、国内の資産が国外に流出する事態が想定されている。このような事態に租税の面から対処するために、現在、平成10年4月1日以降に適用を予定している「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律案」(以下「法律案」という。)が準備されている。この法律案は、国税当局が、納税義務者の対外取引及び国外にある資産を把握するために、国外送金等に係る資料の提出等に関する制度を整備することにより、所得税、法人税、相続税その他の内国税の適正な課税の確保を図ることを目的としている。

この法律案は、国外送金又は国外から送金を受領する者(公共法人、銀行、証券業者等を除く。)が、当該法律案に定める特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、所定の告知書を金融機関の営業所等又は郵便局長等(以下「金融機関等」という。)に提出することを義務としている。この告知書提出に際して、その提出を受ける金融機関等は、告知書を提出する者について、住民票又は法人の登記簿の抄本等の提示を受けて、氏名、名称及び住所を確認しなければならない。そして、金融機関等は、顧客が国外送金等を行ったときは、その国外送金等ご

とに調書をその為替取引を行った日の属する月の翌月末までに、金融機関等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

当該法律案は、この国外送金等の調書に係る税務執行を円滑に行うために、税務職員に対して金融機関等に対する質問検査権を認めるとともに、告知書及び国外送金等調書の提出を怠った場合又はこれらに偽り等の記載を行った場合、さらに、国外送金等の調査に従事する者が守秘義務に違反した場合に、罰則を規定している。

## 2 国外送金等に係る調書の提出の影響

この法律案の趣旨は、国外送金等の自由化に

# 外為法改正と

併し、国内にある資産が、国外に流出する場合あるいは、国外から送金を受ける場合を資料化することにより、所得税及び法人税においては、国外資産の存在とそこから生じるであろう国外所得の把握の課税漏れを防止し、相続税では、国外財産を把握することにより適正な課税を確保することをねらいとするものであろう。

このような法律による規制に対して、為替の自由化の精神に反するとするむきもあるが、国際的な資金移動に関する法施行地内の水際規制という意味において、当該規制は、適正な課税

# Topics of International Tax

の確保という点では有効な手段といえる。しかし、当該規制は、平成10年4月以降、わが国を出入りする資金等の把握はできるものの、その後、相当期間を経過した場合、過去の国外送金等がどの程度フォローできるのかという問題が生じる恐れがある。すなわち、国外送金等から相当期間（例えば5年を超えるような場合）を経過するときに、国外に所在する資産の現況を把握する手段としては、その有効性に問題が生じる恐れがある。このような場合を想定すると、当該規制を補完する制度が必要に思われる。この補完する制度としては、租税条約に規定する情報交換規定の拡充があるので考えている。

## 租税条約の 情報交換条項

### 3 租税条約における情報交換規定 の拡充

租税条約は、原則として、その円滑な実施と租税回避及び脱税防止のために情報交換の規定を定めている。わが国が締結した租税条約における当該条項では、当該規定に基づいて情報を提出する国の義務は、自国の国内法及び行政上の慣行に反するような義務を負わないことと規定されている。

米国は、1996年に15年ぶりに自国のモデル租

税条約を改正し、公表したが、この新米国モデル租税条約は、情報交換の内容の一部を改め、これまでの情報交換条項では、自国の国内法に反する義務を負わないことを規定したが、新米国モデル租税条約（第26条第3項）では、従来公開することを法律により禁止されていた金融機関の情報も情報交換の範囲に含まれている。米国は対カザフスタン租税条約（1993年署名、未批准）に付随する「理解のための覚書」において、銀行の情報が交換できるむねの書面を取り交わしている。また、米国は対イスス新租税条約（1996年10月署名、未批准）のプロトコールにおいて、条約上の脱税について定義を置いたことから、米国の課税当局は、この当該脱税に該当する場合に限り、イススの銀行の情報を得ることが可能となった。この米国のモデル租税条約及び上記の条約例は、今後の租税条約における情報交換規定の一つのあり方を示しているといえる。わが国の締結している現行の租税条約は、この新米国モデル租税条約の情報交換規定まで拡充されてはいないが、今後は、租税条約による情報交換も視野に入れて内国税の適正課税を確保する必要があるものと考える。

日本大学助教授  
矢内一好